

令和 7 年度浜松市公共下水道事業全体計画・事業計画見直し 及び都市計画事業計画図書作成業務

特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、「令和 7 年度浜松市公共下水道事業全体計画・事業計画見直し及び都市計画事業計画図書作成業務」に適用する。

2. 業務目的

浜松市公共下水道事業を執行するに当たり、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第 4 条により規定する事業計画及び都市計画法第 60 条により規定する都市計画事業の認可を受けるために必要な図書を作成することを目的とする。

全体計画の見直しでは、静岡県が策定する流域別下水道整備総合計画に適合するよう見直しを行うとともに、次期流域別下水道整備総合計画の基礎資料として行政人口、計画人口、汚水量原単位等の計画諸元を算定することを目的とする。

3. 業務条件

- (1) 事業計画見直し及び変更計画図書作成は、「令和 4 年度 単独第 8 号 浜松市公共下水道事業変更計画策定業務」、「令和 5 年度 社資交（防）浜松市雨水出水浸水想定区域図作成業務（債務）」及び「令和 5 年度浜松市雨水管理方針策定業務」の成果図書に準拠する。
また、中部浄化センター汚泥濃縮タンクの変更は、「令和 6 年度 中部浄化センター重力濃縮設備改築基本設計業務」の成果図書に準拠する。
- (2) 都市計画法事業認可図書作成は、「令和 6 年度 浜松市公共下水道事業計画区域変更検討及び図書作成業務」（以下、R6 年度検討業務という）の都市計画変更図書及び「令和 2 年度 単独第 2 号 浜松市公共下水道事業変更計画策定業務」の都市計画法事業認可図書に準拠する。
- (3) 気田、浦川、佐久間、城西処理区の全体計画の計画諸元は、全体計画年次の計画処理人口及び計画下水水量について検討を行うものとする。
- (4) 浦川、佐久間処理区の基本事項の検討及び管きょ計画は、「令和 6 年度 浜松市公共下水道事業計画区域変更検討及び図書作成業務」の成果図書を踏襲する。
- (5) 次期流域別下水道整備総合計画の見直しのための基礎資料策定における行政人口の設定は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」及び「浜松市“やらまいか”人口ビジョン（最新版）」等を比較・検討して決定する。

4. 業務の範囲と内容

(1) 公共下水道全体計画の作成

- ・全体計画（単独公共下水道）
- ・計画面積：（污水）現行 17,588ha、変更後 17,561ha
 細江処理区：農業集落排水事業都田地区の編入
 佐久間処理区：川合地区の削除
- ・基本事項の検討：天竜川左岸流総計画の見直しに伴う変更（天竜川左岸）及び次期流総計画見直し（浜名湖、天竜川左岸）における行政人口、計画諸元の算定
 ※天竜川左岸流域の4処理区は2種類の計画諸元を算定すること
- ・污水管きよ計画：天竜川左岸流総計画見直しに伴う変更（気田、城西処理区）
 なお、浦川、佐久間処理区はR6年度検討業務を踏襲する。
- ・終末処理場計画：天竜川左岸流総計画見直しに伴う変更（天竜川左岸）

表1 全体計画対象区域

流総計画	処理区名	全体計画				備考
		既計画	R6年度検討業務成果	増減	今回計画	
浜名湖	西遠	14,364	14,364	0	14,364	
	中部	1,557	1,557	0	1,557	
	館山寺	499	499	0	499	
	細江	446	446	24	470	都田農集
	井伊谷	203	203	0	203	
	三ヶ日	199	199	0	199	
	小計	17,268	17,268	24	17,292	
天竜川左岸	気田	87	87	0	87	
	浦川	89	44	0	44	上市場農業の区域見直しによる
	佐久間	70	70	-6	64	川合地区
	城西	74	74	0	74	
	小計	320	275	-6	269	
合計		17,588	17,543	18	17,561	

表2 作業範囲及び対象面積

流総計画	計画見直し	次期計画	
	天竜川左岸	浜名湖	天竜川左岸
処理区	気田、浦川、 佐久間、城西	西遠、中部、 館山寺、細江、 井伊谷、三ヶ日	気田、浦川、 佐久間、城西
	269ha	17,561ha	
作業項目			
基礎調査	●	●	●
下水道整備の基本方針の確認	●		
基本事項の検討	●	●	●
污水管きよ計画	●		
終末処理場計画	●		
提出図書の作成	●		
計画協議	(2) 事業計画に含む		

(2) 下水道法による事業計画の策定

- ・事業計画（単独公共下水道）
- ・事業計画期間：現行令和 8 年 3 月 31 日の延伸
- ・計画面積：（污水）現行 17,414ha、変更後 17,443ha（29ha 増）
 - 西遠処理区：阿蔵山地区の追加（5ha 増）
 - 細江処理区：農業集落排水事業都田地区の編入（24ha 増）
 - 浦川処理区：農業集落排水事業上市場地区の編入（6ha 増）
 - 佐久間処理区：川合地区の削除（6ha 減）
- ・計画面積：（雨水）2,379ha（変更なし）
- ・計画降雨及び計画降雨浸水防止区域図：
 - 流域治水関連法施行に伴う計画降雨の設定及び計画降雨浸水防止区域図の追加
- ・幹線管きょ：農業集落排水事業編入に伴う幹線の延伸（都田地区、上市場地区）、区域削除に伴う幹線の廃止（川合地区）（R6 検討業務を踏襲）
 - 事業計画区域追加に伴う幹線の追加（阿蔵山地区）
 - 西遠浄化センター放流渠の変更
- ・終末処理場：中部浄化センター汚泥濃縮タンクの変更
- ・ポンプ施設：マンホールポンプ化に伴う観月園中継ポンプ場、渚園中継ポンプ場の廃止
- ・計画諸元：天竜川左岸流総計画の見直し及び事業計画期間延伸に伴う計画フレーム、計画汚水量、汚濁負荷量等の計画諸元の変更
- ・施設の設置に関する方針：施策数 6 施策（事業進捗及び「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン-2024 年版-」に伴う変更）
- ・施設の機能の維持に関する方針：管きょ・ポンプ場・水処理・汚泥処理（事業進捗及び「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン-2024 年版-」に伴う変更）
- ・長期的な事業の見通し：なし

表 3 事業計画対象区域

【污水計画】		事業計画			単位：ha
流総計画	処理区名	既計画	増減	今回計画	備考
浜名湖	西遠	13,399	+5	13,404	阿蔵山
	中部	2,400	0	2,400	
	館山寺	499	0	499	
	細江	379	+24	403	都田地区
	井伊谷	269	0	269	
	三ヶ日	199	0	199	
	小計	17,145	+29	17,174	
天竜川 左岸	気田	87	0	87	
	浦川	38	+6	44	上市場地区
	佐久間	70	-6	64	川合地区
	城西	74	0	74	
	小計	269	0	269	
合計		17,414	+29	17,443	

(3) 都市計画法事業認可申請図書の作成

- ・都市計画法事業認可（単独公共下水道、汚水・雨水計画）
- ・事業計画期間：現行令和 8 年 3 月 31 日の延伸
- ・排水区域：11,315ha（汚水）（変更なし）、2,369ha（雨水）（変更なし）
- ・下水管渠：西遠浄化センター放流渠の変更
- ・その他施設：マンホールポンプ化に伴う観月園中継ポンプ場、渚園中継ポンプ場の廃止

【業務内容】

(1) 公共下水道全体計画の作成（対象面積：17,561ha）

業務内容は、以下のとおりとする。

作業項目		作業内容	
		区分	作業の範囲
1	基礎調査		
1-1	現地踏査	計画区域の地域特性の把握 計画区域の土地利用の把握	地勢、生活環境、道路状況、交通状況、河川水路状況、河川水路汚濁状況、家屋の状況、既存下水道関連施設の状況、主要地下埋設物状況 土地利用形態の現況、処理場用地状況
1-2	都市計画関連資料 収集・整理	地域特性の整理 都市計画の整理	地形図（1/25,000, 1/10,000, 1/2,500）、地誌、気象、地質図、ボーリング資料、地下水位資料、道路の現況と計画（種別、幅員、計画施工年次、歩道の有無、地下埋設物等）、鉄道、高速道路、港湾、埋立等の計画 各種長期計画、都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、D I D区域、都市計画用途地域図、土地利用計画、土地区画整理、住宅・工業等団地計画、公園緑地、土地改良（圃場整備事業、農業用水路改良事業等）計画等
1-3	污水計画関連資料 収集・整理	人口、工業生産の整理 人口の推移等 人口密度の地域分布 工場排水量の現況等 畜産の推移等の整理 水道施設関係の整理 上水道・工業用水道の現況 と計画 給水種別による使用状況地域 分布 環境上の規制の整理 水質環境基準の類型と基準点 放流水質の上乗せ規制、臭気、騒音、振動に関する規制	関連資料、人口統計（行政人口、自然増と社会増、観光人口）、上位（国、県、地方）計画 字別の人口、字界図 工業統計（製造品出荷額、工場敷地面積、従業員数等）及び工場排水量関連資料、特定施設資料 畜産頭数及び畜産排水量資料 年度別給水量、給水人口、給水対象工場、普及率、計画給水人口と給水量の時間変動、取水地点、井戸調査 用途別（住宅・営業・工場等）給水量、大口（大病院、学校、デパート等）給水量 処理場放流予定地の流量・水質データの収集（現地での測定は別途業務）
1-4	雨水計画関連資料 収集・整理	降雨特性の整理 短時間降雨データの収集 収集データの整理 雨水の排水系の整理 農業用排水施設及び主要水路の 位置と規模 河川の現況と河川改修計画 浸水状況	 管轄、等級、流域界、平面図、縦横断面図、水位、流量、取水口、吐口地点、浸水区域、原因、頻度、程度
1-5	既存の下水道及びし 尿処理の状況	流域別下水道整備総合計画及び公 共下水道・都市下水路等の既計画 資料の整理 既存施設についての必要資料とデ ータの収集 下水道類似施設・し尿処理等の状 況の整理	施工年次と区域、施設の概要、ポンプ場・処理場の運転実績 集落排水事業等の概要、し尿処理、浄化槽等の現況計画資料
1-6	まとめと照査	作業項目における方針の確定・確 認と照査	「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査
2	下水道整備の基本方 針の確認	区域の確認 整備手法の確認 排除方式の確認	下水道整備必要区域の確認 公共下水道、特定環境保全公共下水道、その他下水道区域の確認

3	基本事項の検討		
3-1	整備目標	目標年次の設定	
3-2	計画区域の確認	区域の設定 区域の分割	目標年次における予想市街化区域又は必要対象区域 分区の設定
3-3	計画フレームの設定	計画人口の設定 計画工業出荷額の設定	目標年次における計画行政人口の予測, 行政区域の計画 値から地区・分区への配分, 計画観光人口の設定 行政区域の工業出荷額の予測, 行政区域の計画値から地 区, 分区への配分
3-4	汚水量原単位	家庭汚水量原単位の設定 観光汚水量原単位の設定 工場排水量原単位の設定 水量変動率の設定	生活汚水量の設定, 営業用水率を分区域に設定, 地下水 混入率の設定 宿泊・日帰り客別に設定 日最大率・時間変動率の設定, 季節による変化(工場・ 観光等)の分析・設定
3-5	計画汚水量	家庭, 営業, 観光, 工場等計画汚 水量の算定	分区域日平均・日最大及び時間最大量の算定
3-6	汚濁負荷量原単位	家庭汚水汚濁負荷量原単位の設定 観光汚水汚濁負荷量原単位の設定 工業排水汚濁負荷量原単位の設定	
3-7	計画汚濁負荷量	家庭, 営業, 観光, 工場等計画汚 濁負荷量の算定 処理場流入水質の算定	
3-8	計画降雨強度	降雨強度公式の選定 確率降雨強度式の決定 5年、7年、10年確率等	
3-9	流出係数の算定	最大流出量の算定式の選定 流出係数の設定	流入時間の設定 用途地域・排水区別の平均流出係数の設定
3-10	設計基準の確認	平均流速公式・粗度係数の設定 最小管径の設定 最小及び最大設計流速の設定 管きよの余裕率の設定 管きよの接合方法の確認 最小土被りの確認	汚水及び雨水管きよについて 汚水及び雨水管きよについて 汚水及び雨水管きよについて 汚水及び雨水管きよについて 汚水及び雨水管きよについて、道路等級別及び河川・鉄 道等に対して設定
3-11	まとめと照査	作業項目における方針の確定・確 認と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内 容の照査
5	污水管きよ計画		
5-1	測量(別途計上)	予想幹線ルートに沿った地盤高の 測量	道路交差、地形変化点、幹線布設高に影響を及ぼすと予 想される低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必 要箇所
5-2	平面図	一般図、幹線区画割施設平面図の 作成	全体計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場 の位置、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基 準点の位置等、管きよ記号、区画割線、面積、形状寸法、 勾配、路線延長、分区界等
5-3	流量計算	幹線の汚水流下量の算定	面積の測定、幹線各点の流量計算
5-4	縦断面図	幹線の縦断面図の作成	各区間の管きよの形状、寸法、勾配の決定、縦断面図の 作成、伏越しの検討
5-5	関連管理者協議用図 書		
5-6	まとめと照査	作業項目における方針の確定・確 認と照査	「污水管きよ計画」における方針の確定・確認と作業内 容の照査

9	終末処理場計画		
9-1	水処理方式の検討	水処理方式の検討、建設費、維持管理費の比較	
9-2	汚泥処理処分の方法の検討	汚泥処理処分の方法の検討	
9-3	容量計算	主要施設的能力計算	
9-4	施設計画	処理フロー及び施設配置の検討	
9-5	図面作成	終末処理場の概略計画図の作成	位置図, 一般平面図, 水位関係図
9-6	関連管理者協議用図書		
9-7	まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「終末処理場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
12	提出図書の作成	報告書の作成 提出図書の作成 打合せ議事録の作成	全体計画説明書 一般図、区画割施設平面図、縦断面図、ポンプ場及び終末処理場の位置図、一般平面図、水位関係図、流量計算書、各種計算書、関係図書
13	計画協議	発注者との設計協議	下水道法による事業計画の策定に含む

(2) 下水道法による事業計画の策定（対象面積：17,443ha）

業務内容は、以下のとおりとする。

作 業 項 目	作 業 内 容	
	区分	作業の範囲
1. 基本作業の確認	基本事項の確認及び要望事項の打合せ	全体計画一般、財政状況、事業計画の作業スケジュール等、事業の目標年次、計画区域（区域外流入の有無）
2. 基礎調査		
2-1 関係計画の資料収集・整理		流域別下水道整備総合計画、下水道全体計画、事業計画、都道府県構想、雨水管理総合計画、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道総合地震対策計画、合流式下水道緊急改善計画、高度処理に関わる計画、処理水・雨水の再生利用に関わる計画、経営計画、ストックマネジメント計画 等
2-2 下水道整備・維持管理状況の確認		汚水処理普及状況、浸水被害対策状況、高度処理実施状況、合流式下水道改善状況、汚泥の有効利用状況、処理水の利活用状況等
2-3 まとめと照査		「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査
3. 基本事項の検討		
3-1 事業計画区域及び計画フレームの設定	事業計画区域・分区の設定、計画処理人口・計画観光人口等の設定	全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の区域内計画値推定
3-2 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	汚水量、汚濁負荷量原単位の検討	全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の家庭汚水、観光汚水、工場排水の汚水量及び汚濁負荷量原単位の設定
	計画汚水量、汚濁負荷量の算定	事業計画目標年次の発生源別日平均、日最大、時間最大汚水量及びBOD、SS汚濁負荷量の算定
	計画流入・放流水質の決定	汚水量及び汚濁負荷量の地区、分区への配分、事業計画目標年次の流入水質及び放流水質の決定（BOD、SS）
3-3 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4. 污水管きょ計画		
4-1 測量（別途計上）	事業計画区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
4-2 施設設計・点検の基本方針	設計・点検の基本事項の確認	既設管きょの取扱い、点検箇所選定方針の検討、点検箇所と点検頻度並びに点検方法の検討・確認等当該自治体の管きょ施設に係る制約条件の確認
4-3 枝線ルートの設定	ルートの流向の決定 現地踏査	地形、主要な地下埋設物、現地調査等を考慮した事業計画区域内の枝線配置の検討 宅地地盤との関連確認、地形の確認、歩道橋、地下道の確認、立体交差（道路、路線）の位置、高さの確認等
4-4 区画割及び面積測定	路線ごとの区画割・面積測定	枝線管きょを含む路線ごとの管きょ記号、排水区画割線の記入及び面積の測定・調整
4-5 流量計算	路線ごとの汚水流下量の算定	枝線管きょを含む管きょ記号、排水面積（各線、通加）、管きょ延長（各線、通加）、人口密度、人口（各線、通加）、その他水量、汚水流出量等
4-6 雨水管きょ計画との調整	雨水管きょとの競合路線、交差部のチェック	主要な管きょの競合部における占用位置の確保及び交差部におけるクリアランスの確保
4-7 区画割平面図作成		枝線管きょを含む管きょ記号、区画割線、面積、分区界等の記入
4-8 幹線管きょ縦断面図作成		主要な管きょ（20ヘクタール以上）の縦断、幹線の名称、管きょ記号、各区間の距離、地盤高、管きょの形状、寸法、勾配、管底高等の記入

4-9 幹線管きよの施設平面図作成（拡大区域） 4-10 幹線管きよの施設平面図作成（既存区域）：別途業務 4-11 幹線管きよの流量計算表作成 4-12 下水道計画一般図作成 4-13 特殊構造物の構造図作成（別途業務） 4-14 関連管理者協議用図書作成 4-15 概算事業費の算出 4-16 まとめと照査	特殊構造物の平面図，断面図 鉄道，国道，県道，河川等の管理者との協議用図書の作成 総延長及び主要な管きよの管径別延長積算、概算事業費積算 作業項目における方針の確定・確認と照査	主要な管きよ（20ヘクタール以上）の施設平面，処理区の名称，幹線の名称，管きよ記号，各区画の距離，管きよの形状，寸法，勾配，点検を行うためのマンホールの位置の記入 主要な管きよ（20ヘクタール以上）の施設平面，処理区の名称，幹線の名称，管きよ記号，各区画の距離，管きよの形状，寸法，勾配，点検を行うためのマンホールの位置の記入 主要な管きよ（20ヘクタール以上）の管きよ記号，排水面積，管きよ延長，その他水量，汚水流出量，管きよの形状，寸法，勾配，地盤高，管底高等の記入 全体計画区域，処理区，計画区域，分区分界，幹線ルート，ポンプ場，処理場の位置及び各名称，水質環境基準の類型，類型区間の範囲，水質基準点の位置等の記入 伏越し，水管橋等 位置図，平面図，縦横断面図等の作成 補助，単独管きよの区分 「汚水管きよ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
6. 汚水ポンプ場計画 6-1 基本方針 6-2 年度別流入水量の検討 6-3 維持管理方式の検討 6-4 容量，水理計算 6-5 施設計画 6-6 配置計画 6-7 各種図面作成 6-8 概算事業費の算出 6-9 まとめと照査	環境対策の検討 管理システムの検討 受配電計画の検討 運転操作の方針の検討 施設能力の決定 主要機器の能力決定 施設フロー及び主要機器の概略検討 施設配置の概略検討 作業項目における方針の確定・確認と照査	臭気等 管理要員等 （自家発電設備を含む） 遠方操作，現場手元操作等 面整備計画，水洗化率の決定 監視制御方式 形状寸法，池数等（送水位置・水位の検討を含む） 機種，容量，台数等 一般平面図，施設の断面図（水位関係を含む） 「汚水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査

8. 終末処理場計画 8-1 基本方針 8-2 年度別流入水量の検討 8-3 水処理及び汚泥処理方式の検討 8-4 維持管理方式の検討 8-5 容量, 水理計算 8-6 施設計画 8-7 配置計画 8-8 各種図面作成 8-9 概算事業費の算出 8-10 まとめと照査	管理システムの検討 受配電計画の検討 運転操作の方針の検討 監視制御方式の検討 事業計画対象施設, 事業計画施設規模の設定 施設能力の決定 主要機器の能力決定 施設フロー及び主要機器の概略検討 施設配置の概略検討 作業項目における方針の確定・確認と照査	維持管理体制 (自家発電設備を含む。) 遠方操作, 現場手元操作等 計装方式の検討を含む。 6-2に準ずる。 年度別流入水量への対応策の検討 施設規模に応じた系列割の検討 6-3に準ずる。 形状寸法, 池数等(放流水位の検討を含む。) 水処理系統, 汚泥処理系統, 返流水系統等 一般平面図, フローシート, 水位関係図, 主要な土木施設の断面図, 管理棟, 汚泥棟の各階平面図 「終末処理場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
9. 下水処理による水質向上の見通し 9-1 放流先水域の状況 9-2 下水処理による水質向上の見通し 9-3 まとめと照査	 作業項目における方針の確定・確認と照査	放流先水域の水位, 水量, 水質の現状把握, 水利用状況 下水道による削減負荷量計算 「下水処理による水質向上の見通し」における方針の確定・確認と作業内容の照査
10. 財政計画の策定 10-1 年度別整備計画 10-2 年度別事業費の算出 10-3 財源計画 10-4 下水道使用料等の見通し 10-5 まとめと照査	段階的建設計画の策定 作業項目における方針の確定・確認と照査	管きょ, ポンプ場, 処理場の年度別建設計画 年度別の建設改良費算出, 下水道整備五箇年計画との調整, 維持管理費の検討 補助対象施設の検討 受益者負担金, 使用料金等の検討 接続率及び有収率向上の取り組みと見通しの整理 「財政計画の策定」における方針の確定・確認と作業内容の照査
11. 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針 11-1 施設の設置に関する方針 11-2 施設の機能の維持に関する方針	主要な施策ごとの整備水準, 事業の重点化・効率化の方針, 中長期目標を達成するための主要な事業 主要な施設に係る主な措置, 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画, 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準, 改築事業の概要, 施設の長期的な改築の需要見通し	「基礎調査」で整理した内容を反映し, 施設の設置に関する方針を整理 「基礎調査」で整理した内容を反映し, 施設の機能維持に関する方針を整理 ※経営計画, スtockマネジメント計画等が立案されていない場合等については, 原則として, 11-3 長期的な事業の見通し(別途業務)にて追加作業を実施。

11-3 長期的な事業の見通し（別途業務）	長期的な事業の見通し	過年度事業費及び将来事業費の整理，目標耐用年数の設定，過去の年度別事業費に対する長期的な改築費用の試算
11-4 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針」における方針の確定・確認と作業内容の照査
12. 提出図書の作成		
12-1 事業計画書	予定処理区域調書の作成 予定排水区域調書の作成 計画降雨調書の作成 吐口調書の作成 管きょ調書の作成 処理施設調書の作成 ポンプ施設調書の作成	汚水，雨水 汚水，雨水
12-2 事業計画説明書		汚水，雨水 下水道法施行令第4条の内容に準ずる。
12-3 提出図面まとめ		
12-4 その他参考図書まとめ	打合せ議事録の作成	
12-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「提出図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査
13. 環境省提出図書	調書の取りまとめ	
14. 設計協議	浜松市との設計協議	中間協議：3回

(3) 都市計画法事業認可申請図書の作成（対象面積：11,315ha）

業務内容は、以下のとおりとする。

作 業 項 目	作 業 内 容	
	区分	作業の範囲
1. 基本事項の打合せ	要望事項の打合せ 事業認可作業方針打合せ	要望事項の内容把握 事業認可のスケジュール, 認可区域面積, 目標年次, 整備計画, 財政計画等の打合せ
2. 計画図	事業地を表示する図面の作成 位置図 下水道計画一般図 主要な管きよの平面図 管きよ平面図 ポンプ場平面図 終末処理場平面図 設計の概要を表示する図面の作成 主要な管きよの平面図 ポンプ場平面図 終末処理場平面図	縮尺1/25,000程度 白焼き着色 縮尺1/25,000程度 白焼き着色 縮尺1/2,500程度 白焼き着色* 縮尺1/500程度 白焼き着色* 縮尺1/500程度 白焼き着色* * 収用の場合は縮尺1/500程度の実測平面図及び 丈量図（測量は別途業務） 白焼き 白焼き 白焼き
3. 申請書	申請書の作成 計画書の作成 計画書 理由書 資金計画書の作成 下水道事業計画認可通知書の写等の作成	ワープロ・コピー ワープロ・コピー ワープロ・コピー
4. 参考図書	計画概要書の作成 都市計画用途地域図の整理 主要な管きよ縦断面図の整理 ポンプ場水位関係図の整理 ポンプ場吐口等施設図の整理 終末処理場水位関係図の整理 終末処理場吐口等施設図の整理 管きよの流量計算書の整理 字界図の整理 丈量図の作成	ワープロ・コピー 縮尺1/25,000程度（添付） 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き コピー 白焼き・区画割平面図使用
5. まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「都市計画事業認可申請図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査

5. 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|--|------------------|
| (1) 業務概要書 | A3 判 2 部 |
| (2) 業務報告書 | A4 判製本 2 部 |
| (3) 下水道全体計画書 | |
| (イ)全体計画説明書 | A4 判製本 2 部 |
| (ロ)下水道全体計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度） | 2 部 |
| (ハ)区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺 1/2,500 程度） | 2 部 |
| (ニ)幹線管きよ縦断面図（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度） | 2 部 |
| (ホ)管きよの流量計算書 | 2 部 |
| (ヘ)処理施設平面図（縮尺 1/1,000 程度） | 2 部 |
| (ト) その他関係図書 | 一式 |
| (4) 下水道法第 4 条に規定する事業計画申請図書 | |
| (イ)事業計画書 | A4 判製本 25 部 |
| (ロ)事業計画説明書 | A4 判製本 25 部 |
| (ハ)下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度） | 白焼き 5 部 |
| (ニ)計画降雨浸水防止区域図（縮尺 1/10,000 程度） | 白焼き 5 部 |
| (ホ)主要な管きよの区画割施設平面図（縮尺 1/2,500 程度） | 白焼き 5 部 |
| (ヘ)主要な管きよ縦断面図（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度） | 白焼き 5 部 |
| (ト)主要な管きよの流量計算書 | A4 判製本 5 部 |
| (5) 都市計画法第 60 条に規定する事業認可申請図書 | |
| (イ)申請書 | A4 判製本 5 部 |
| (ロ)計画書 | A4 判製本 5 部 |
| (ハ)資金計画書 | A4 判製本 5 部 |
| (ニ)事業地を表示する図面・設計の概要を表示する図面 | |
| ①下水道計画一般図（縮尺 1/25,000 程度） | 白焼き着色 5 部 |
| ②施設平面図（縮尺 1/2,500 程度等） | 白焼き着色 5 部 |
| (ホ)その他参考図書 | |
| 計画概要書、整備進捗図、都市計画決定総括図等 | 白焼き着色 5 部 |
| (6) 打合せ記録簿 | 一式 |
| (7) 上記図書の電子媒体成果品 | CD-R 又は DVD-R 一式 |
- 本電子媒体成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領」に基づく電子納品の運用の対象とはしないものとする。

6. 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
3. 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（日本下水道協会）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水道汚泥総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）
12. 浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（浜松市）
13. 「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン・2024 年版・

共通仕様書の適用について

- 1 本業務に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）』（以下「共通仕様書」という。）とし、その後の改定を含むものとする。（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）
- 2 主任技術者又は管理技術者等の資格を証する書類（合格証、資格者証等）の写しまたは、実務経験を証明する経歴書を着手届と同時に提出すること。（共通仕様書第7条参照）
- 3 共通仕様書第1102条に規定する「管理技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務^{注1}においては、特例措置^{注2}を適用する。
- 4 本業務の実施にあたっては、浜松市上下水道部建設工事関連業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1103条3項に規定する照査技術者を配置しなければならない。

共通仕様書第1103条に規定する「照査技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務^{注1}においては、特例措置^{注2}を適用する。

注1：設計業務において、業務価格計が3,000千円未満の業務委託とする。ただし、業務価格計が3,000千円未満であっても、発注者が指定する設計業務では、特例措置を適用しない。

注2：「浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）」第1102条及び第1103条に規定する管理技術者及び照査技術者の資格について、条文中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「学校教育法による大学を卒業したものにあっては10年以上の、高等学校を卒業したものにあっては14年以上の、本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。